

改正

平成16年8月2日条例第46号

平成20年3月28日条例第13号

平成21年3月27日条例第16号

平成24年3月26日条例第14号

周南市奨学金貸付基金条例

(設置)

第1条 奨学金の貸付けに関する事務を円滑かつ効果的に行うため、周南市奨学金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5億円をもって限度とし、毎年度一般会計歳入歳出予算から必要額を繰り入れるものとする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、確実かつ有利な金融機関に預け入れるほか、必要に応じ有価証券に代えることができる。

(基金の運用から生ずる収益の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(貸付対象)

第5条 奨学金は、向学心に燃え、人物、学業優秀でありながら家庭の経済的理由により修学困難な者に対して貸し付けるものとする。

(貸付けを受ける者の要件)

第6条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び高等学校並びに同法第124条に規定する専修学校のうち修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に在学する者

(2) 本人が住民基本台帳に記録されている者。ただし、外国人住民については、別表に該当す

る在留資格を有するもの

(3) 本人の保護者が、本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、外国人住民については、別表に該当する在留資格を有し、申請時において3か月以上本市に居住し、及び引き続き居住しているもの

(4) 独立行政法人日本学生支援機構、財団法人山口県ひとづくり財団等の貸付け又は支給を受けない者

(5) 市長の適当と認める連帯保証人2人を有する者
(貸付金額)

第7条 奨学金の額は、次のとおりとする。

学校区分		月額	適用
高等学校又は専修学校の高等課程 (以下「高等学校」という。)に 在学する者	国公立	18,000円	
	私立	24,000円	
高等専門学校に在学する者	国公立	18,000円	第1学年から第3学年まで
		35,000円	第4学年及び第5学年(専攻科を含む。)
	私立	24,000円	第1学年から第3学年まで
		35,000円	第4学年及び第5学年(専攻科を含む。)
大学又は専修学校の専門課程(以 下「大学」という。)に在学する 者	国公立	35,000円	
	私立	35,000円	

(審議会の設置)

第8条 奨学生の選考等重要な事項について市長の諮問に応ずるため、周南市奨学金審議会を置き、その選考を経てこれを市長が決定する。

(貸付条件)

第9条 奨学金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 奨学金は、無利息とする。

(2) 貸付けを受ける期間は、その在学する学校の正規の修業年限とする。ただし、次条に該当する場合にあっては、市長が必要と認めた期間とする。

(貸付けの停止)

第10条 奨学生が休学したときは、当該期間中は、奨学金の貸付けを停止し、復学とともにこれを復活するものとする。

(貸付けの取消し)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消すものとする。

- (1) 第6条に定める要件を欠くに至ったと認めたとき。
- (2) 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 前2号のほか、市長が奨学金の貸付けを不相当と認めたとき。

(償還)

第12条 奨学金は卒業の1箇年後から、高等学校及び高等専門学校第1学年から第3学年までは貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、大学及び高等専門学校第4学年及び第5学年（専攻科を含む。）は貸付けを受けた期間の3倍の期間内に、高等学校及び大学を通じて受けたものは高等学校で支給を受けた期間に大学の償還期間を加えた期間内に、それぞれ月賦により均等に償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、別に定める。

2 前項の償還は、奨学金の一部又は全部を繰り上げて償還することができる。

3 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その翌月から前2項の規定に準じて奨学金を償還しなければならない。

- (1) 奨学生を取り消されたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学生であることを辞退したとき。

4 市長は、特に必要があると認めたときは、奨学金の償還を猶予し、又は奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

5 市長は、奨学生が不正に奨学金を受けたとき、又は貸付条件に従わなかったときは、奨学金の全部又は一部を直ちに償還させることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の徳山市奨学金貸付基金条例（昭和47年徳山市条例第22号）、新南陽市奨学基金条例（昭和53年新南陽市条例第7号）又は鹿野町奨学基金条例（昭和40年鹿野町条例第2号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により設置された基金に属していた現金等（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において、それぞれこの条例の相当規定により設置される基金に属するものとする。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された奨学金等の貸付金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成16年8月2日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市奨学金貸付基金条例の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第14号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第6条関係）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2のうち次に掲げる在留資格を有する者

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規

	定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等 入管特例法に定める特別永住者（以下「永住者」と総称する。）の配 偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留 している者